令和5年度第5回台東区障害者福祉施策推進協議会当事者検討チーム議事録

開催日時		令和5年10月26日(木曜日)10:00~10:45
開催場所		台東区役所 10階 1001会議室
出席者	委員	折山委員、青木委員、小林委員、佐藤委員、井上委員、新井委員、桐木 委員、小山委員、山口委員、荒井委員、髙橋委員
	その他	[障害福祉課] 庶務担当係長2名、総合相談担当係長2名、給付担当 係長
	事務局	[障害福祉課] 庶務担当係長、職員2名 [保健予防課] 精神保健担当係長2名
欠席者		福田委員、田崎委員、尾本委員
傍	聴	なし
議	題	 1 開会 2 意見交換 (1)第7期台東区障害福祉計画(令和6年度~令和8年度)について ①第4回当事者検討チーム以降に開催された「推進協議会」からの意見等の要約について ②第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ(案)について (2)その他・各委員挨拶 3 閉会
配布資料		資料1 第4回当事者検討チーム以降に開催された「推進協議会」 からの意見等の要約について 資料2 第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ(案)について 資料2別紙1 第7期台東区障害福祉計画の体系図 資料2別紙2 第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ(案) 参考資料 台東区障害福祉計画中間のまとめ(案)

一議事内容一

- (1) 第7期台東区障害福祉計画(令和6年度~令和8年度)について
 - ① 第4回当事者検討チーム以降に開催された「推進協議会」からの意見等の要約について

· · · 資料 1

② 第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ(案)について ・・・資料2、別紙1、2 委員 パブリックコメントの日程をもう一度説明いただきたい。

障害福祉課

12月15日(金)から1月5日(金)までを予定している。

委員

ホームページでの実施が中心ということか。

障害福祉課

例年どおりホームページ等に掲載する予定である。

委員

パソコンを使えない人はどのようにしたらいいか。

障害福祉課

区民事務所等の窓口でも閲覧を予定している。

委員

区民事務所の窓口への意見提出も可能なのか。それとも郵送か。

障害福祉課

区民事務所での閲覧は可能だが、提出方法については確認し、報告させていただく。

委員

当会の会員に周知しなければならない。会員の中にはパソコンを使うことができないが、意見を出したい方も多いため、検討いただきたい。

委員

資料2別紙2、50ページのNo.9「障害者のICTの活用の推進」について、視覚障害の方達の話を聞いていると、スマートフォンのアプリは日々新しいものが出てきており、若い方達は使いこなしていても、60代以上の方々はいまだにガラケーを使っていたり、スマートフォンを持っていてもアプリは使っていない方が多いので、区でスマートフォンの講習会を開催していただけると、よりスマートフォンの利用が身近になると考えている。東京都で講習会を開催しているが、そもそも会場まで行くことが難しく、また、新しいものに対して抵抗感があるので、気軽に触れられるような場所があるといいと思う。ご検討いただきたい。

85ページの施策4「障害者の高齢化への対応」について、介護保険サービスを使っている方でも障害福祉サービスを利用しているケースが年々増えている。重度になるほど、介護保険サービスよりも障害福祉サービスの比重が大きく、利用も多くなるが、ケアマネージャーの方で障害福祉サービスに詳しい方が少なく、一般相談支援事業で関わっているケースも増加している。障害福祉サービス併用により一般相談支援事業に関わらざるを得ないケースがあるため、加算などを検討いただければ、もう少しケアマネージャーとの手厚い連携が可能になると思う。

また、85ページのNo.78「共生型のサービスの推進」について、いまだに胃ろうやカテーテルを使用している方の短期入所の受け入れ先がないため、すぐには難しいとは思うが、区として利用ができるように後押ししていただきたい。

86ページの施策5「リハビリテーションの実施」について、中途障害の方だけでなく、生活介護を受けておらず自宅にいる方で、機能訓練を受けたいが外来に行くには目標が足りずに利用できない方もいる。(仮称)北上野二丁目福祉施設の新しい施設の中で中途障害に限らず、機能訓練を受けられるようなサービスを考えてもらいたい。

63ページのNo. 40「避難行動要支援者に対する支援の推進」について、避難訓練の際に避難行動要支援者名簿の活用をするといった旨の文言を入れていただいたのは良かったと思っている。区で今年から、各施設との安否確認に関する協定を結んだと思うが、安否確認の体制ができたとしても、その情報をどこにどのように伝え、どう活かされるのか、具体的な内容を早急に示されなければ活用できないのではないかと思っている。

障害福祉課

先ほどのパブリックコメントの件について、補足させていただく。今年度の 実施方法について、企画課に後ほど確認は行うが、3年前に実施した際は、障 害福祉課や保健予防課等の関係各課はもちろんのこと、区民事務所等でも閲 覧は可能であった。閲覧場所での意見提出も可能であり、障害福祉課への郵送 やFAX、ホームページからの提出も受け付けていた。今年度の方法はまた改 めて確認させていただく。

(2) その他

意見、質問なし